

# 中期目標

## 1 中期目標の期間

独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の中期目標の期間は平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

## 2 業務運営の効率化に関する事項

### (1) 物件費の経費節減

運営費交付金を充当して行う事業については、損害保険料等の義務的経費及び研究関係予算を除き、毎年度効率化係数を折り込んだ予算を作成し、物件費の経費節減を行う。

### (2) 業務運営

イ 組織の責任の所在を明らかにするため、役割分担を明確にする。また、柔軟で機動的な組織運営を行う。

ロ 人員及び資金の重点的かつ効果的な配分を行う。

ハ 業務運営について、外部有識者から助言を受け、それを業務運営に反映させる。

### (3) 施設、機器等の効率的使用

施設、機器等は、効率的に使用する。

### (4) 事務の効率的処理

外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。

## 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### (1) 酒類の高度な分析及び鑑定

イ 酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行う。

また、国税庁が保有する浮ひょう等の計器校正を行う。

ロ イのうち受託分析については、特に高度であるもの又は分析点数若しくは分析項目が多数であるものを除き、受付日から20業務日以内に分析結果を通知する。

また、浮ひょう等の計器校正については、校正点数が多数である場合を除いて、20業務日以内に校正結果を通知する。

ハ 国税庁所定分析法の改良に協力する。

ニ 受託試験醸造については、委託者と契約した期間内に行う。

## (2) 酒類の品質評価

- イ 酒類製造業者が製造した酒類を研究所に任意で集め、成分分析及び官能審査を実施し、その結果を業者にフィードバックして品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする品質評価業務を年間3回以上実施する。
- ロ 酒造組合等が主催する鑑評会、審査会等については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣等の支援を行う。依頼者の満足度調査を5段階（5：満足、1：不満足）で行い、その平均値を3.0以上とする。

## (3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、行政、酒類業界及び消費者のニーズ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて研究を行う。

研究のうち、社会的な要請が高い研究については重点的に行うこととし、これを「特別研究」とする。

また、酒類業界等からの要請に基づく緊急に解決を要する課題については、速やかに研究課題として取り組むこととし、これを「特定研究」とする。

酒類の原料から製品に至るまでの一貫した研究をバランス良く行うため、研究内容を研究開発領域に分けて経常的に研究することとし、これを「経常研究」とする。これには、将来の重要な研究開発の芽を生み出す萌芽的研究も含むものとする。

酒類業界の技術基盤の向上に資するため基礎研究の成果を基にした技術開発を推進する。

### イ 特別研究

#### (1) 酒類原料の醸造適性要因の解明

酒造用原料米の胚乳構造、デンプン及び胚乳中の糖化関連酵素について、醸造適性との関係を解明する。また、醸造用ブドウ中の香気成分の生成機構を解明するとともに、赤色素及び渋味原因物質の生成調節機構の解明に取り組む。

#### (2) 麹菌が環境条件に対応して特異的に発現する遺伝子及びその制御機構の解明

麹菌が環境条件に対応して特異的に発現する遺伝子情報を解析し、有用な新規遺伝子を5個以上探索する。また、醸造用麹菌の安全性の立証法を開発する。さらに、麹製造時に特異的に発現する遺伝子をクローニングし、5個以上の遺伝子産物の機能を解明するとともに、それらの発現制御機構の解明に取り組む。

#### (3) 醸造用酵母の醸造特性の発現に関与する遺伝子の解明及び利用

高泡形成能、アルコール耐性及び低温での増殖に関与する遺伝子並びにその発現制御機構を解明し、有用な醸造用酵母の育種を行う。

#### (4) 醸造関連微生物の生産する酵素の新規機能解明及び利用

醸造における原料利用率の向上に寄与する酵素、品質に関与する酵素及び排水処理に有効な酵素を、各種醸造関連微生物から探索しその機能を解明するとともに、醸造技術の高度化に資する。

### ロ 特定研究

#### (1) 清酒の評価技術の改良

国民に対して清酒の品質に関する情報を的確に提供するため、清酒の客観的品質評価法を改良する。

(ロ) 清酒製造工程の自動化を目指したソフト及びハードの開発  
清酒の製麹工程及びもろみ工程のモデル化及び最適化を行い、自動化のための実用的プロセス制御法を開発する。

(ハ) しょうちゅう蒸留廃液の処理技術  
省エネルギー、資源の有効利用及び環境保全に配慮したしょうちゅう蒸留廃液の有効な陸上処理法を開発する。

## 八 経常研究

経常研究は次の研究開発領域について行う。

- (イ) 酒類の品質評価に関する研究開発
- (ロ) 酒類の理化学的特性、生理機能及び安全性に関する研究開発
- (ハ) 酒類原料の特性及び利用に関する研究開発
- (ニ) 酒類の製造工程に関する工学的研究開発
- (ホ) 酒類の製造に伴う環境汚染の防止及び副産物の利用に関する研究開発
- (ヘ) 酒類製造のための新技術及び酒類の新製品に関する研究開発
- (ト) 醸造関連微生物の特性及び利用に関する研究開発
- (チ) 醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発
- (リ) 醸造関連酵素の機能及び利用に関する研究開発
- (ヌ) 酒類の販売及び消費に関する調査及び研究開発

## 二 研究成果の発表

研究成果については、中期目標期間中に100報以上を論文（総説を含む。）として発表する。

## ホ 特許の出願

特許については、中期目標期間中17件以上出願する。

## ヘ 研究の活性化

- (イ) 共同研究及び受託研究を積極的に行う。
- (ロ) 博士課程修了者（ポストドクター）酒造技術者等を研究者及び研究補助者として積極的に受け入れる。
- (ハ) 国税庁、大学等との交流を行う。

## (4) 成果の普及

### イ 特許の普及

新たに取得し、又は出願公開された特許については、3ヶ月以内に研究所のホームページで公開するとともにその普及を図る。

### ロ 講演会の開催等

研究所の最新の成果は、講演会を年間1回以上開催し発表する。

他の機関が行うシンポジウム及び研究会並びに酒類業者等が行う講習会については、要請に応じて講師を派遣する。依頼者の満足度調査を5段階（5：満足、1：不満足）で行い、その平均値を3.0以上とする。

## ハ 教養講座の開催

消費者等に対して、酒類に関する教養講座を年間2回以上開催する。

- ニ 刊行物の発行  
研究所の成果及び業務について広報するために、広報誌等の発行を年間3回以上行う。
  - ホ 研究成果データベースの作成  
研究成果については、論文発表後3ヶ月以内にデータベースを作成し、ホームページ上で公表する。また、平成3年度以降10年分の論文についても、データベース化し、公表する。
  - ヘ 微生物の提供  
研究所が保有している酵母等の微生物については、希望がある場合は他の研究機関等へ配布することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。
  - ト 研究所の公開  
科学技術に親しみ、酒類に関する理解を深める機会を国民に提供するため、研究所の施設見学を受け入れる。見学者の満足度調査を5段階（5：満足、1：不満足）で行い、その平均値を3.0以上とする。
  - チ 国際協力  
海外からの研究者又は研修員を年間3名以上受け入れる。また、国際的な技術協力にも努める。
  - リ 国税庁に対する協力  
国税庁が行う酒類及び酒類業に関する研修、検討会等に年間3件以上協力する。
- (5) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供
- イ 情報の収集、整理及び提供  
酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理し、各種媒体を通じて年間2回以上国民に提供する。
  - ロ ホームページの充実  
ホームページの年間アクセス数が10万件以上となるよう、提供する情報の内容を充実させる。
- ハ 消費者等からの問い合わせ  
酒類業界、マスコミ及び消費者からの酒類及び酒類業に関する問い合わせに対しては、原則として翌業務日以内に対応する。
- (6) 酒類及び酒類業に関する講習
- イ 酒類製造業者に対する講習  
酒類業の健全な発達に資するため、酒類製造業者及び酒類製造担当者の育成及び資質向上を目的とした講習を年間4回以上行う。
  - ロ 酒類流通業者に対する講習  
酒類流通業者を対象として、酒類に関する専門的知識を普及するための講習を国税庁及び関係団体と連携して企画、実施する。
- (7) その他の附帯業務  
学会、研究交流会及びシンポジウムを年間7件以上主催し、又はその運営に協力する。

#### 4 財務内容の改善に関する事項

(1) 運営費交付金及び自己収入

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、適正な自己収入を見込んだ収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

(2) 借入金の抑制

運営費交付金の遅延等の偶発的な場合を除き借入をしない。

#### 5 その他業務運営に関する重要事項

なし。